

回覧												

No.155

発行日  
R7.2.1

# 消費生活センターだより

## 賃貸住宅の「原状回復」 トラブルにご注意！

※次回の  
発行日は  
4月1日です

どっちが払うの？修繕費用



### 「原状回復」の一般的なルール

- 借主は、賃貸物件の「原状回復義務」を負う。
- 「通常損耗」「経年劣化」「借主に責任がない損傷」は原状回復義務に含まれない。

普通に使用していたので、修繕費は払いたくない



家が傷んでしまったから、修繕費用を払ってほしい

.....◆トラブルを防ぐために◆.....

- ①契約前→契約書類の記載内容をよく確認する。内見する。
- ②入居時→賃貸物件の現在の状況をよく確認し記録（写真）等に残す。
- ③入居中→トラブルが起きたら、すぐに貸主側に相談する。
- ④退去時→精算内容をよく確認し、納得できない点は貸主側に説明を求める。



困った時には一人で悩まずお早めにご相談ください

久慈市・久慈広域消費生活センター

☎0194-54-8004

## 賃貸住宅の「原状回復」 トラブルにご注意！

No.155

発行日

R7.2.1

※次回の  
発行日は  
4月1日です

どっちが払うの？修繕費用



「原状回復」の一般的なルール

- 借主は、賃貸物件の「原状回復義務」を負う。
- 「通常損耗」「経年劣化」「借主に責任がない損傷」は原状回復義務に含まれない。

普通に使っていたので、修繕費は払いたくない



家が傷んでしまったから、修繕費用を払ってほしい

.....◆トラブルを防ぐために◆.....

- ①契約前→契約書類の記載内容をよく確認する。内見する。
- ②入居時→賃貸物件の現在の状況をよく確認し記録（写真）等に残す。
- ③入居中→トラブルが起きたら、すぐに貸主側に相談する。
- ④退去時→精算内容をよく確認し、納得できない点は貸主側に説明を求める。



困った時には一人で悩まずお早めにご相談ください

久慈市・久慈広域消費生活センター

☎0194-54-8004

# 消費生活センターだより

## 賃貸住宅の「原状回復」 トラブルにご注意！

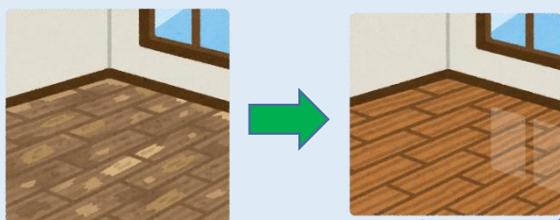
No.155

発行日

R7.2.1

※次回の  
発行日は  
4月1日です

どっちが払うの？修繕費用



### 「原状回復」の一般的なルール

- 借主は、賃貸物件の「原状回復義務」を負う。
- 「通常損耗」「経年劣化」「借主に責任がない損傷」は原状回復義務に含まれない。

普通に使っていたので、修繕費は払いたくない



家が傷んでしまったから、修繕費用を払ってほしい

.....◆トラブルを防ぐために◆.....

- ①契約前→契約書類の記載内容をよく確認する。内見する。
- ②入居時→賃貸物件の現在の状況をよく確認し記録（写真）等に残す。
- ③入居中→トラブルが起きたら、すぐに貸主側に相談する。
- ④退去時→精算内容をよく確認し、納得できない点は貸主側に説明を求める。



困った時には一人で悩まずお早めにご相談ください

久慈市・久慈広域消費生活センター

☎0194-54-8004

# 弁護士無料相談会

借金でお悩みの方のために、弁護士による無料法律相談会を開催しております。

一人で悩まず、弁護士や相談員と一緒に解決方法を見つけましょう。

相談日：2月27日(木) / 3月27日(木)

時間：午前10時～午後3時(一人40分間)

問い合わせ：要予約 久慈市・久慈広域消費生活センター

☎ 0194-54-8004

相談



※相談時間に限りがありますので、事前に消費生活相談員と打ち合わせをおすすめします。

※多重債務以外の相談も可能ですので、お問い合わせください。

令和6年度

久慈市・久慈広域消費生活センター

## 出張相談開催中!

洋野町民文化会館 セシリアホール	野田村 総合センター	洋野町役場 大野庁舎	普代村役場
2月3日(月)	2月10日(月)		2月6日(木)
3月4日(火)	3月10日(月)	3月18日(火)	

- **要予約** ①13:30～14:10 ②14:10～14:50 ③14:50～15:30  
※予約の受付は、当日10時までです。(普代村は前日16時まで)  
※予約がない場合、消費生活相談員の派遣は中止となります。
- 相談内容に関係する書類などは、忘れずにご持参ください。

【予約・問い合わせ】 久慈市・久慈広域消費生活センター

☎0194-54-8004



## 地域で見守り、消費者トラブル防止

高齢者や障害者の消費者トラブルを防ぐためには、家族や周囲の方が見守り、変化に気づくことが重要です。

見慣れない人が家に入り出ていないか、急に生活費が不足したりお金に困っている様子がないか等に注意し、トラブルを知った場合はすぐに消費生活センター等へ相談してください。

☎0194-54-8004

